

返戻金制度について

株式会社ジェイ・ロジコム

当社の紹介により就職した者が自己都合により入社後3ヶ月未満に退職した場合、退社時期に応じて、受領したコンサルティング料（紹介料）を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

※被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、紹介時に提示された人材紹介依頼条件シートと実際の業務・条件が著しく乖離した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されません。